

□ **合併浄化槽の新設**により、合併浄化槽設置補助金の申請をご検討されている方へ

◆合併浄化槽設置補助金を申請する前提条件として、以下の①～③を全て満たす必要があります。

- ①設置場所が補助対象区域内であること
- ②合併浄化槽を設置する家屋が専用住宅（延床面積の1/2以上が居住区域）であること
- ③申請予定者（居住予定者）の市税の滞納が無いこと

◆合併浄化槽設置補助金の補助可否について（合併浄化槽の新設をご検討の場合）

種別	家屋の生活排水処理状況	補助可否	理由（生活排水処理未普及の解消に繋がるものが補助対象）
新設	汲み取り	○	合併浄化槽の設置による生活排水処理未普及の解消
	単独浄化槽	○	合併浄化槽の設置による生活排水処理未普及の解消

◆市外からの転入により、合併浄化槽設置補助金を申請する場合、工事完了までに住民票を新住所へ異動してください。

◆合併浄化槽設置補助金の支給は、合併浄化槽の設置工事の完了後、下水道係による通水検査を合格した後となります。

◆既存の合併浄化槽の設置替え（更新）は、補助対象となりません。

◆被災等、特別な事情がある場合は、申請前に下水道係へご相談ください。